

鳥取県へ避難された方への支援策

住 住まいの支援

- 県営住宅等を提供します

活 生活の支援

- 相談窓口を開設します
- 避難後の生活費を支援します

雇 雇用の支援

- 就職を支援します

育 教育の支援

- 児童生徒の転入学の相談窓口を設けています
- 幼児児童生徒に緊急的な就学支援を行います

【お問合せ先】 鳥取県東日本大震災避難者等総合支援チーム

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220

電話：0857-26-7156 ファクシミリ：0857-26-8122

電子メール：soumu@pref.tottori.jp

ホームページ：http://www.pref.tottori.lg.jp/



平成28年4月1日現在

住

● 県営住宅等を提供します

次に該当する被災者の方に県営住宅、職員住宅を提供します。

＜対象者＞ ①から③のいずれかの世帯（者）

- ① 東日本大震災により居住していた住宅が損傷又はインフラの寸断などにより長期にわたり自らの住家に居住できない世帯（者）で、「り災証明書」または「被災証明書」を取得している世帯（者）
- ② 平成23年3月11日時点において福島県に居住し、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により避難されている世帯（者）
- ③ 局地的に放射能の積算被ばく線量が許容量を超えるおそれがあるとして国が特定する地域（特定避難勧奨地点：ホットスポット）に居住していた世帯（者）

入居期間：平成31年3月末まで

家賃等：家賃は全額免除、敷金・連帯保証人は不要

光熱水費・共益費等：原則として自己負担

入居条件等の詳細については、御相談ください。

【問合せ先】 鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地 電話 0857-26-7411

●相談窓口を開設します

(1) 県の被災者受入支援総合相談窓口

電話：0857-26-7156（総務部総務課内）
午前8時30分から午後5時15分（平日のみ）

※被災者受入支援総合相談窓口とありますが、既に本県に避難されている方の相談にも対応しています。

(2) 「とっとり震災支援連絡協議会」の相談窓口

とっとり震災支援連絡協議会では下記のとおり、被災地から避難している方や鳥取県への避難を考えている方の相談に対応しています。お気軽にご利用下さい。

その他にも、避難者交流会の開催や公民館等での出前講演、支援者同士のネットワーク構築にも取り組んでいます。詳細はとっとり震災支援連絡協議会へお問い合わせ下さい。

相談窓口

開設時間：午前9時から午後6時（平日のみ）

※休日等についても事前にご連絡いただければ対応致します。

電話：0857-22-7877

メール：support@tottori-shien.org

HP：<http://tottori-shien.org/>

所在地：鳥取県鳥取市若桜町39 ロゴス文化会館2F



●避難後の生活費を支援します

(1)東日本大震災避難被災者生活支援金

当面の生活費を民間の寄付と県費を合わせた形で「東日本大震災避難被災者生活支援金」として支給します。

<対象者>

①から③のいずれかの世帯（者）で、鳥取県に避難し、鳥取県内の賃貸借住宅等又は親類宅や知人宅、ホームステイなどで1ヶ月以上居住する世帯（者）

- ① 東日本大震災に伴い、地震、津波等により居住していた住宅が損傷し、「災害証明書」を取得している世帯（者）またはインフラの寸断などにより長期にわたり自らの住家に居住できなくなった世帯（者）
- ② 平成23年3月11日時点において福島県に居住し、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により避難されている世帯（者）
- ③ 局地的に放射能の積算被ばく線量が許容量を超えるおそれがあるとして国が特定する地域（特定避難勧奨地点：ホットスポット）に居住していた世帯（者）

<支給額> 1世帯につき30万円（単身者15万円）

※ただし、親類宅や知人宅、ホームステイなどの場合は1世帯につき20万円（単身者の場合は10万円）

(2)東日本大震災避難被災者生活再建支援金

被災地への一時帰宅や就職活動等、生活再建に役立てていただくため、民間の寄付と県費を合わせた形で「東日本大震災避難被災者生活再建支援金」として支給します。

<対象者>

下記要件をすべて満たし、申請日において鳥取県内に居住する者

- ①「東日本大震災避難被災者生活支援金」の受給対象者
- ②平成28年9月30日までに鳥取県内に避難した者
- ③申請時点で、鳥取県内に引き続き6ヶ月以上居住している者

<支給額> 1人あたり5万円

【申請・相談窓口】

東部振興課 鳥取市東町1丁目220 電話 0857-26-7970

中部総合事務所地域振興局 倉吉市東巖城町2 電話 0858-23-3952

西部総合事務所地域振興局 米子市糺町1丁目160 電話 0859-31-9634

※上記のほか、次の窓口でも相談を受け付けています。

県庁福祉保健課 電話 0857-26-7142

西部総合事務所日野振興センター日野振興局 電話 0859-72-2080

●就職を支援します

○就職相談窓口

ハローワーク以外に、県内3地区(鳥取・倉吉・米子)に「若者仕事ふらざ」及び「ミドル・シニア・レディース仕事ふらざ」を、境港市及び八頭郡に「ふるさとハローワーク」を設置し、職業紹介とともに、県の就業支援員が安定した就職先が見つかるまでマンツーマンでの就職相談を行っています。

施設名	設置場所	対象者	主な支援内容
若者仕事ふらざ	鳥取・倉吉・米子	概ね45歳以下の方	就職相談・職場体験講習・就職支援セミナー ※職業紹介は併設ハローワークが実施
ミドル・シニア・レディース仕事ふらざ	鳥取・倉吉・米子	女性及び概ね40歳以上の方	就職相談・職業紹介・パソコン研修・求人開拓・各種セミナー
ふるさとハローワーク境港	境港市役所内	—	就職相談・職場体験講習・就職支援セミナー ※職業紹介は併設ハローワークが実施
ふるさとハローワーク八頭	八頭庁舎内		

○公共職業訓練

スキルアップを目指される方のために公共職業訓練を実施するとともに、修了後の就職支援も行っています。

種別	概要	問い合わせ先
公共職業訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練内容と期間 パソコン、介護、農業などの分野を中心に3~4か月 ※コンピューター制御、自動車整備など、1~2年の長期訓練も実施しています。(4月入校のみ) ※農業分野は農業大学校で実施します。(研修期間3か月) ・一定の要件を満たす雇用保険未受給者に受講給付金制度あり ・受講申し込み ハローワーク ・募集内容はローソン・ファミリーマート等にも配架 	産業人材育成センター (0858-26-2247) 農業大学校 (0858-45-2411) 商工労働部 労働政策室 (0857-26-7223) 農林水産部 経営支援課 (0857-26-7261)

○鳥取県技術人材バンク

有用な技術をお持ちの方と県内企業とのマッチングにも新たに取り組みます。

鳥取県技術人材バンク	<ul style="list-style-type: none"> ・技術的・専門的職業への就職を希望する方と技術的・専門的系人材を求める鳥取県内企業とのマッチングを、専任のコーディネーターが支援します。 ・登録料、紹介料は無料です。 	県内窓口(商工労働部就業支援課内) (0857-26-7233) 大阪窓口(関西本部内) (06-6136-3748) 東京窓口(東京本部内) (03-5212-9179)
------------	--	---

●就職を支援します(農林水産業への就業)

被災者を雇用した事業主への研修費用を助成します。

<対象者>

被災者を雇用した県内の農林水産業事業主等。

<助成の内容>

就業を希望する被災者等を新たに雇用する農業・林業・水産業経営体等に対し、職場内で実施するOJT研修を行うために必要な経費を助成する。

<助成額>

(1) 農業

①新規就業者早期育成支援事業(24月(最大36月))

研修費:1年目:14.9万円/月 指導者研修費:3.6万円/年

研修費:2年目:9.7万円/月 指導者研修費:3.6万円/年

研修費:3年目:5.0万円/月

住居・通勤手当:3.3万円/月

②県産農林水産物加工業者雇用支援事業(12月)

研修費:14.8万円/月 住居・通勤手当:3.3万円/月

(2) 林業

①鳥取県版緑の雇用支援事業(最大17月)

研修費:1年目:15.7万円/月 技術指導経費:4.5万円/年

研修費:2年目:15.7万円/月

住居・通勤手当:3.3万円/月 防護衣等の整備助成:5万円/人

②木材産業雇用支援事業(最大15月)

研修費:14.9万円/月等 住居・通勤手当:3.3万円/月

(3) 水産業

①漁業研修事業(雇用型研修)(最大12月)

指導経費:6万円/月 研修手当:18.5万円/月

住居・通勤手当:3.3万円/月等

<就業の例>

農業:種まき、植え付け、農薬散布、収穫等の栽培管理作業

農林水産物加工業:各種農林水産加工品(鳥取県ふるさと認証食品に準ずる加工品)の製造

林業:森林・林業に関する専門知識、造林、育林、伐倒等の基本的な技術技能研修

木材産業:各種木製品(製材品、合板、家具等)の製造、原木・製材品の流通・販売

【問合せ先】 〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地

農業:鳥取県農林水産部経営支援課 電話 0857-26-7261

林業(緑の雇用支援事業): " 林政企画課 電話 0857-26-7300

"(木材産業雇用支援事業): " 県産材・林産振興課 電話 0857-26-7307

水産: " 水産課 電話 0857-26-7313

●児童生徒の転入学の相談窓口を設けています

震災における被災地域の児童生徒等の就学機会を確保するため、児童生徒の転入学に係る相談を受け付けています。

【高等学校】 鳥取県教育委員会事務局 高等学校課
電話 0857-26-7916 ファクシミリ 0857-26-0408
電子メール koutougakkou@pref.tottori.jp

【特別支援学校】 鳥取県教育委員会事務局 特別支援教育課
電話 0857-26-7575 ファクシミリ 0857-26-8101
電子メール tokubetusienkyoiku@pref.tottori.jp

【小・中学校】 各市町村教育委員会
※転入先の市町村が決まっていない場合
鳥取県教育委員会事務局 小中学校課
電話 0857-26-7512 ファクシミリ 0857-26-8170
電子メール shouchuugakkou@pref.tottori.jp

(別記) 鳥取県内市町村教育委員会一覧 (平成28年4月現在)

市町村名	担当課等	郵便番号	所在地	電話	ファクシミリ	メールアドレス
鳥取市	学校教育課	680-0047	鳥取市上魚町39	0857-20-3356	0857-29-0824	kyo-gakkou@city.tottori.lg.jp
米子市	学校教育課	683-8686	米子市東町161-2	0859-23-5433	0859-23-5413	gakkyo@city.yonago.lg.jp
倉吉市	学校教育課	682-8611	倉吉市葵町722	0858-22-8166	0858-22-1638	kyouiku@city.kurayoshi.lg.jp
境港市	学校教育課	684-8501	境港市上道町3000	0859-47-1089	0859-47-1109	gakkoukyouiku@city.sakaininato.tottori.jp
岩美町	学校教育係	681-8501	岩美郡岩美町浦富675-1	0857-73-1301	0857-73-1569	Kyouiku@iwami.gr.jp
若桜町	総務学校教育係	680-0701	八頭郡若桜町若桜757	0858-82-2213	0858-82-1045	kyouiku@town.wakasa.tottori.jp
智頭町	教育課	689-1402	八頭郡智頭町智頭2072-1	0858-75-3112	0858-75-4124	Kyouiku@town.chizu.tottori.jp
八頭町	学校教育課	680-0601	八頭郡八頭町北山63-1	0858-84-1231	0858-84-1201	gakkou-kyouiku@town.yazu.tottori.jp
三朝町	教育総務課	682-0195	東伯郡三朝町大瀬999-2	0858-43-3510	0858-43-0647	kyouiku@town.misasa.tottori.jp
湯梨浜町	教育総務課	682-0723	東伯郡湯梨浜町久留19-1	0858-35-5362	0858-35-5376	ykyoiku@yurihama.jp
琴浦町	教育総務課	689-2303	東伯郡琴浦町徳万266-5	0858-52-1160	0858-52-1122	kyouikusoumu@town.kotoura.tottori.jp
北栄町	教育総務課	689-2292	東伯郡北栄町由良宿423-1	0858-37-5870	0858-37-3242	Kyouiku@e-hokuei.net
日吉津村	教育委員会	689-3553	西伯郡日吉津村日吉津872-15	0859-27-5956	0859-27-0903	kyouiku@hiezu.jp
大山町	学校教育課	689-3211	西伯郡大山町御来屋263-1	0859-54-5211	0859-54-5217	gakkou@daisen.jp
南部町	総務・学校教育課	683-0201	西伯郡南部町天萬558	0859-64-3787	0859-64-2183	kyouiku@town.nanbu.tottori.jp
伯耆町	総務学事室	689-4292	西伯郡伯耆町溝口647	0859-62-0927	0859-62-7172	kyouiku@houki-town.jp
日南町	教育課	689-5292	日野郡日南町霞800	0859-82-1118	0859-82-0116	s1010@town.nichinan.tottori.jp
日野町	教育課	689-4503	日野郡日野町根雨101	0859-72-2107	0859-72-1484	kyouiku@town.hino.tottori.jp
江府町	教育振興課	689-4401	日野郡江府町江尾1944-2	0859-75-2223	0859-75-3942	k_kyouiku@town-kofu.jp

●幼児児童生徒に緊急的な就学支援を行います

震災により鳥取県内に避難し、本県の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に転入学する幼児児童生徒の就学を支援します。

<就学支援の主な内容>

- 高等学校等（国・公・私立）の生徒への奨学金の貸与
被災した生徒向けに奨学金の貸与を行います。
貸付額：月額18,000円～35,000円（無利子）

【問合せ先】鳥取県教育委員会事務局人権教育課育英奨学室
電話 0857-26-7541

- 幼稚園（公・私立）に就園する幼児に要する保育料の軽減
被災した幼児の保護者への支援を実施した市町村に対して助成を行います。
公立：1人当たり20,000円～79,000円
私立：1人当たり62,200円～308,000円

【問合せ先】鳥取県教育委員会事務局 小中学校課
電話 0857-26-7510

- 保育所（公・私立）に入所する児童に要する保育料の軽減
被災した児童の保護者への支援を実施した市町村に対し助成を行います。
市町村が保育料減免事業による保育料の減免に必要な経費 定額

【問合せ先】鳥取県福祉保健部 子育て王国推進局 子育て応援課
電話 0857-26-7570

- 小・中学校（国・公・私立）の児童生徒に要する学用品、通学費、学校給食費、医療費等の支援
被災した児童生徒の保護者への支援を実施した市町村に対し助成を行います。

【上限額】

小学校：1～5学年…14万円程度、6学年…16万円程度
中学校：1～2学年…20万円程度、3学年…26万円程度

【問合せ先】鳥取県教育委員会事務局 小中学校課

- 高等学校等の入学選抜手数料・入学料を免除します。

＜対象者＞

東日本大震災のため鳥取県に避難している方のうち、次の(1)又は(2)に該当する方

- (1) 従来住んでいた家が一部損壊以上の被害を受けた方
- (2) 平成23年3月11日に福島県に居住していた方

【問合せ先】鳥取県教育委員会事務局高等学校課

電話 0857-26-7929 ファクシミリ0857-26-0408

- 特別支援学校等の幼児児童生徒に要する教科用図書、学校給食費、交通費、寄宿舎居住経費、修学旅行費、学用品購入費等の支援

・特別支援学校

被災した幼児児童生徒の保護者に対して支援を行います。

対象経費の一部～全額 平均111,000円程度（所得に応じ）

・特別支援学級

被災した児童生徒の保護者への支援を実施した市町村に対して助成を行います。

対象経費の一部～全額 平均31,000円程度（所得に応じ）

【問合せ先】鳥取県教育委員会事務局 特別支援教育課

電話 0857-26-7924